

(公益社団法人福島県青果物価格補償協会)

定 款

平成25年04月01日制定			
令和 7年 6月26日改正			

協 会 設 立 : 昭和 41 年 07 月 30 日
公益社団法人移行 : 平成 25 年 04 月 01 日

公益社団法人 福島県青果物価格補償協会

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1

Tel (024) 554-3567 Fax (024) 554-3055

Email info@f-karen.or.jp

URL <https://www.f-karen.or.jp>

大切なあの人へ花束を

毎日くだもの

たっぷりの野菜



第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県青果物価格補償協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、果実、野菜、菌茸及び花き（以下「青果物」という。）の価格変動が生産者の経営に及ぼす影響を緩和する事業等の実施を通じて、青果物の安定的な生産・供給を確保し、地域経済の発展と国民の消費生活の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物の卸売市場価格又は実需者との契約価格が著しく低落した場合に、生産者に補給金を交付する事業
- (2) 加工原料用果実の価格が著しく低落した場合に、生産者に補給金を交付する事業
- (3) 果樹産地の生産基盤強化を図る取組み等を支援する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業及び関連する業務

2. 前項の事業については、福島県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 福島県内の農業協同組合
- (2) 福島県内の青果物の出荷組合
- (3) 福島県内の農業協同組合連合会であって、福島県内全部をその地区とするもの又は事業を実施する福島県内に、従たる事務所を有する全国の区域をその地区とするもの
- (4) 福島県内の相当規模生産者
- (5) 福島県
- (6) 福島県内の市町村
- (7) 公益財団法人中央果実協会
- (8) その他この法人の目的に賛同する者

2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、この法人は、総会の開催日の1週間前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 除名の決議があったときは、この法人は、その理由を明らかにした書面をもってその旨を当該会員に通知する。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第 22 条第 3 項に定める会長理事が招集する。

2. 総会の招集は、その開催日の 1 週間前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議 決 権)

第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半分以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議をおこなわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を

選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第 18 条 会員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、第 14 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権の行使をすることができる。

2. 前項の規定により、書面をもって議決権を行使しようとする会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入し、署名押印のうえ総会の会日の前日までにこの法人に提出しなければならない。

3. 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

(総会の決議の省略)

第 19 条 理事又は会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第 20 条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議 事 録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した会員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 5 章 役 員

(役 員 の 設 置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2. 理事のうち 1 名を会長理事、1 名を副会長理事とする。

3. 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役 員 の 選 任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長理事及び副会長理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
4. 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長理事は、会長理事を補佐する。
4. 会長理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

（役員 の 任 期）

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員 の 解 任）

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬 等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2. 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前項の支給基準については、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事及び副会長理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長理事が招集する。

2. 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

2. 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事がこれに当たる。
3. 会長理事及び副会長理事が欠けたとき又は会長理事及び副会長理事に事故があるときは、当該理事会において出席理事の中から選出する。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第 24 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

(議 事 録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委 員 会

(委 員 会)

第 37 条 この法人の事業の円滑な運営をはかるため、理事会の決議により、必要な委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会において選任する。

3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

第 8 章 事 務 局

(事 務 局)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長は、会長理事が理事会の承認を得て任免する。

4. 前項以外の職員は、会長理事が任免する。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 種 別)

第 39 条 この法人の資産は、これを基本財産、交付準備金及びその他の財産とする。

2. その他の財産は、基本財産及び交付準備金以外の財産とする。

(基 本 財 産)

第 40 条 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附され又は交付された財産

(2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部又は全部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき

するときは、あらかじめ総会の承認を得なければならない。

(交 付 準 備 金)

第 41 条 交付準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業加入団体等からの負担金
 - (2) 地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構及び公益財団法人中央果実協会から交付準備金に充てることを指定して交付された補助金
2. 交付準備金は、補給金の交付に充てる場合及び業務対象年度の終了時に負担金を払戻しする場合又は補助金を返還する場合を除き、これを取崩してはならない。

(資 産 の 管 理)

第 42 条 この法人の資産の管理は、会長理事が行うものとする。

2. 資産の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

(長 期 預 託 金)

第 43 条 この法人の健全な運営を確保するため、会員から、理事会の定めるところにより長期預託金を引き受けることができる。

2. 長期預託金 1 口の金額は、1 万円とする。
3. 会員は、理事会の承認を受けなければ長期預託金の一部又は全部を譲り渡すことができない。この場合、譲り受ける者は、現に会員である者に限る。
4. この法人は、事業を廃止又は会員が退会することにより、会員から長期預託金の払戻しの請求があったときは、長期預託金を返還するものとする。ただし、会員がこの法人に対して支払うべき債務があるときは、返還すべき額と相殺することができる。

(特 別 積 立 金)

第 44 条 この法人は、第 4 条第 1 項に掲げる事業を円滑に実施するため、同項に定める事業の交付準備金の運用益及び指定野菜価格補てん事業に係る登録出荷団体より交付予約組合に配分された特別業務資金を原資として、特別積立金を造成することができる。

2. 前項の特別積立金は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため又は交付準備金及び登録出荷団体特別業務資金に繰り入れる場合を除いては、これを取り崩してはならない。
3. 前項の取り崩しを行う場合にあっては、総会の決議を経て知事の承認を受けなければならない。

(借 入 金)

第 45 条 この法人は、第 4 条第 1 項に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会の決議により定める限度額の範囲内で、その事業年度内において一時借入をすることができる。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長理事が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 49 条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 業務の執行

(業務方法書)

第 50 条 第 4 条第 1 項に掲げる事業の実施については、業務方法書の定めるところによる。

2. 業務方法書は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。これを変更しようとするときも同様とする。
3. 前項を行ったときは、遅滞なく福島県知事に届けなければならない。

第 11 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定 款 の 変 更)

- 第 51 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
2. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、当該事項の変更につき福島県知事の認定を受けなければならない。
 3. 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく福島県知事に届けなければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 53 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護並びに公告の方法

(情 報 公 開)

- 第 55 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

(個 人 情 報 の 保 護)

- 第 56 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

(公 告 の 方 法)

第 57 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 補 則

(委 任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 46 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長理事は、吾 妻 雄 二 とする。

この定款の変更は、定時総会の決議があった日（令和 7 年 6 月 26 日）から施行する。